

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		目次		岡山県公報	
		担当課（室）	発行 岡山県		
					
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県規則第三十九号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

3 循環型社会推進課に、災害廃棄物対策室を置く。

第二十六条の三に次の一項を加える。

2 循環型社会推進課災害廃棄物対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害廃棄物の処理の基本方針及び実行計画に関すること。
 - 二 災害廃棄物の処理の事務の市町村からの受託に関すること。
 - 三 市町村から受託した災害廃棄物の処理の事務に関すること。
 - 四 災害廃棄物の処理の事務を行う市町村の支援に関すること。
 - 五 その他他課の分掌に属しない災害廃棄物に関すること。
- 第百三十条の表備中県民局の項中

	倉敷駅高架事業推進班
--	------------

を

	倉敷駅高架事業推進班
	河川激甚災害対策班

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年八月二十九日から施行する。